

歯科情報の標準化普及事業WG 参加報告

多貝 浩行
2018年11月6日
日本歯科コンピュータ協会

Topics

- 00 はじめに
- 01 厚労省の検討会や実証事業の概略
- 02 平成29年度の標準化普及事業
- 03 平成30年度の標準化普及事業

- 99 最後に

日本歯科コンピュータ協会 Copyright(C) JAPAN DENTAL COMPUTER ASSOCIATION. All Right Reserved. Page 2

00 はじめに

- ・本事業は、東日本大震災における歯科所見による身元不明遺体の調査において、歯科医院に在る紙カルテやX線等の生前情報の収集が困難を極めたことに端を発したものであり、将来の津波等の大災害に備えて、歯科情報を標準化しデジタル化して有効に活用することを目指すものです。
- ・平成29(2017)年8月31日に、本協会で「身元確認に資する歯科情報の標準化普及事業説明会」を開催しましたが、本日は、それまでの概略と、それ以降の日本歯科医師会の普及事業ワーキンググループの活動に、本協会よりの委員として参加して得た情報等を報告をするものです。

日本歯科コンピュータ協会 Copyright(C) JAPAN DENTAL COMPUTER ASSOCIATION. All Right Reserved. Page 3

00 はじめに

- 参考：
- ・身元確認に資する歯科情報の標準化普及事業説明会
平成29(2017)年8月31日
- Topics
- 00 はじめに
 - 01 今までの厚労省の検討会や実証事業の経緯
 - 02 今後の歯科情報の利活用及び標準化普及事業の予定
 - 03 歯科コンピュータへの口腔診査情報CSV出力機能の実装
 - 04 口腔診査情報標準コード仕様Ver.1.0の概要
 - 99 最後に
- ※説明会の配布資料は、こちらの右下からダウンロードして下さい。
日本歯科コンピュータ協会
<http://www.idca.ne.jp/>

日本歯科コンピュータ協会 Copyright(C) JAPAN DENTAL COMPUTER ASSOCIATION. All Right Reserved. Page 4

01 厚労省の検討会や実証事業の概略

01.01 検討会と実証事業の沿革

- ・情報技術を活用した身元確認支援技術の将来のあり方を検討するプロジェクト（通称：新潟プロジェクト）（2008年発足）
- ↓
- ・警察歯科医全国大会（2009年11月、新潟県歯科医師会主管）
- ↓
- ・東日本大震災における身元確認（2011年3月～）
- ↓
- ・2012年度厚生労働科学特別研究事業「大規模災害時の身元確認に資する歯科診療情報の標準化に関する研究」（研究代表者：小室歳信 日本大学歯学部法医学講座教授）
- ↓
- ・死因究明等推進計画検討会（内閣府）（2012年10月～9回）（中間報告：2013年6月）
- ↓
- ・歯科診療情報の標準化に関する検討会（厚生労働省）（2013年8月～）

01 厚労省の検討会や実証事業の概略

01.02 検討会と実証事業の実施

年度	厚生労働省検討会	実証/普及事業	事業受託者
平成25(2013)年			新潟県歯科医師会 (株)オブテック
平成26(2014)年	歯科診療情報の標準化に関する検討会 (第1～11回)	歯科診療情報の標準化に関する実証事業	新潟県歯科医師会
平成27(2015)年			
平成28(2016)年			
平成29(2017)年	歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会 (第1～2回...)	歯科情報の標準化普及事業	日本歯科医師会
平成30(2018)年			

成果物：口腔診査情報標準コード仕様
口腔診査情報CSV形式データからHL7への変換仕様

01 厚労省の検討会や実証事業の概略

参考：厚生労働省Webサイト

検討会の資料/議事録は、こちらからダウンロード/閲覧できます。

- ・厚生労働省「歯科診療情報の標準化に関する検討会」平成25(2013)～28(2016)年
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_145689.html
- ・厚生労働省「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」平成29(2017)年～
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_455279.html

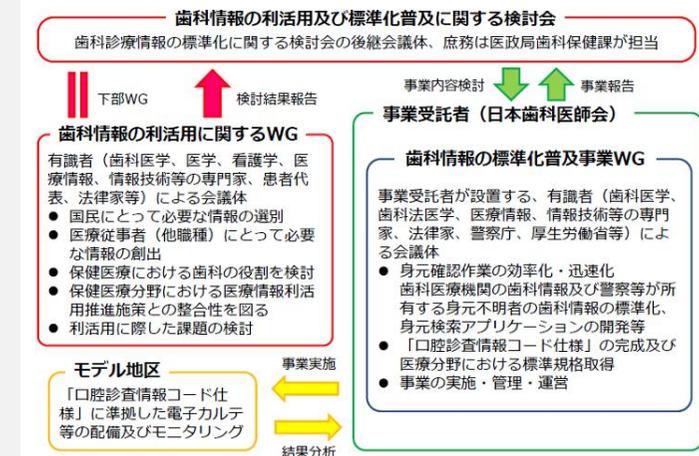
各年度の事業報告書は、こちらからダウンロードできます。

- ・厚生労働省「歯科情報の標準化について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/saisaku/unitsuite/hurva/0000205867.html>

02 平成29年度の標準化普及事業

02.01 事業体制

歯科情報の利活用及び標準化普及事業実施体制



02 平成29年度の標準化普及事業

02.05 まとめ

平成29年度厚生労働省委託事業
「歯科情報の利活用及び標準化普及事業報告書」
日本歯科医師会（平成30年3月）より

今般実施した平成29年度の事業成果をまとめると、次の通りである。

- 平成25年度から28年度までの4年間にわたる事業成果として策定された「口腔診査標準コード」をもとに、全国で2地区をモデル地区として選定し、実際の臨床現場において来院する患者の歯科情報をもとに、「標準コード仕様」が適切に出力されていることを検証することを目的に歯科情報を収集し、その分析を行った。
- モデル事業に協力いただいたベンダ4社の協力の下、実際の出力例をもとに仕様書に係る課題を検討した。
- 標準化歯科情報の厚生労働省標準規格の取得に向けて、検討、並びに準備を開始した。
- 歯科情報の検索方法、並びにビューアーのあり方について多方面から検討を行った。

以上の通り、昨年度策定した「口腔診査標準コード」のブラッシュアップ並びに問題点の検討を進め、社会実装に向けて具体的に作業を進めた。

今後、厚生労働省標準規格の取得により、歯科情報の利活用の幅が大きく広がることを期待できる。

しかし、これまで議論されてきた大きな課題である、歯科情報の保存や管理を含め、解決すべき課題はまだ山積している。歯科情報標準化の普及に向けては、歯科医師、そして国民の理解が不可欠であり、関係各位が一丸となり、連携を図りながら、歯科情報標準化の普及に向けて邁進したい。

03 平成30年度の標準化普及事業

03.01 事業概要 #01

日本歯科医師会「平成30年度歯科情報の標準化普及事業WG18」
第1回委員会 配布資料より

- (1)「平成29年度歯科情報の利活用及び標準化普及事業」をベースとした検討
 - ・口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ
 - ・口腔診査情報標準コードのビジュアル化検討
 - ・歯科情報の保管場所や保存方法等の検討
 - ・口腔診査情報標準コードよりの検索方法の検討
- (2)モデル地区展開
 - ・平成29年度とは異なる2地区程度を選択し、口腔診査情報標準コードを用いた診療情報交換を実証
 - ・健診情報などレセコン以外の情報の収集も視野に入れる
- (3)厚生労働省標準規格取得
 - ・MEDIS-DCとの連携の上で対応

03 平成30年度の標準化普及事業

03.01 事業概要 #02

日本歯科医師会「平成30年度歯科情報の標準化普及事業WG18」
第1回委員会 配布資料より

平成30年度歯科情報の標準化普及事業WG18委員 ※50音順、敬称略

青木孝文 東北大学 理事・副学長
井田有亮 東京大学大学院 医学系研究科 特任講師
岡峯栄子 医療情報システム開発センター 医療情報安全管理部 部長補佐
小畑 真 小畑法律事務所 代表弁護士・歯科医師 北海道医療大学 客員教授
木村雅彦 JAHIS 医療システム部会相互運用性委員会 委員長
齊藤孝親 日本大学 松戸歯学部医療管理学講座（医療情報学分野） 教授
佐藤孝昭 JAHIS 医事コンピュータ部会歯科システム委員会歯科標準化分科会リーダー
下邨雅一 日本医療情報学会 標準策定・維持管理部会部会長
杉山茂夫 日本歯科医師会 常務理事
鈴木敏彦 東北大学大学院 歯科法医学情報学分野 准教授
瀬賀吉樹 新潟県歯科医師会 課長
瀬古口精良 日本歯科医師会 常務理事
多良浩行 日本歯科コンピュータ協会
玉川裕夫 大阪大学 歯学部附属病院医療情報室 准教授
松崎正樹 新潟県歯科医師会 会長
松本智宏 (株)BSNアイネット 医療ビジネス事業部システム部 マネジャー代理
村岡宜明 日本歯科医師会 専務理事
柳川忠廣 日本歯科医師会 副会長
山上浩志 医療情報システム開発センター 医療情報利活用推進部門 部長
オブザーバー 厚生労働省

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #01

赤字下線が追加箇所、青字取消線が削除箇所です。

- 1. 間接支台装置関連再編（平成30年度診療報酬改定対応）
→クラスP(TP-26)の項目のフック、スパーの6コードに有効期限記載
→同項目に、間接支台装置の説明記載と3コード追加
2. 注意事項等
 - ・備考欄に有効期限が記されている項目は、診療報酬改定などによって廃止や名称変更となった項目です。
7. 各レコードフォーマット
4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード
(26)クラスP〔TP-26〕
現在歯が鉤歯の場合、クラスP、間接支台装置（レスト、フック、スパー又は線鉤（単純鉤））等の種類を記録します。
25 フック（銀色） 備考：有効期限平成30年3月31日
26 フック（黒色） 備考：有効期限平成30年3月31日
27 フック（金色） 備考：有効期限平成30年3月31日
28 スパー（銀色） 備考：有効期限平成30年3月31日
29 スパー（黒色） 備考：有効期限平成30年3月31日
30 スパー（金色） 備考：有効期限平成30年3月31日
31 間接支台装置（レスト、フック、スパー又は線鉤（単純鉤））（銀色）
32 間接支台装置（レスト、フック、スパー又は線鉤（単純鉤））（黒色）
33 間接支台装置（レスト、フック、スパー又は線鉤（単純鉤））（金色）

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #02

■2. 口蓋補綴・顎補綴関連再編（平成30年度診療報酬改定対応）

→有床義歯(TM-4)の項目の口蓋補綴・顎補綴の1コードに有効期限記載

→同項目に、口蓋補綴・顎補綴の分類明記の5コード追加

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード

(4)有床義歯〔TM-4〕

22 口蓋補綴・顎補綴 備考：有効期限平成30年3月31日

24 口蓋補綴・顎補綴（イ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置）

25 口蓋補綴・顎補綴（ロ オクルーガルランプを付与した口腔内装置）

26 口蓋補綴・顎補綴（ハ 発音補綴装置）

27 口蓋補綴・顎補綴（ニ 発音補助装置）

28 口蓋補綴・顎補綴（ホ ホツツ床）

■3. 牽引装置関連追加（平成30年度診療報酬改定対応）

→固定式矯正装置(TP-27)と矯正装置(KK-6)との項目に牽引装置の各1コード追加

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード

(27)固定式矯正装置〔TP-27〕

07 牽引装置

6) 矯正関係レコード(KK)

(6)矯正装置〔KK-6〕

04 牽引装置

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #03

■4. 口腔内装置関連追加（平成30年度診療報酬改定対応）

→口腔内装置レコード(KS)を新設（1項目/15コード）

7. 各レコードフォーマット

5)口腔内装置レコード(KS)

(1)レコード識別情報〔KS-1〕

KS 口腔内装置レコード

(2)口腔内装置等〔KS-2〕

口唇プロテクター、口腔内装置、舌接触補助床、術後即時顎補綴装置、顎外固定の情報を記録します。

(省略)情報なし

00 該当なし

01 口唇プロテクター

02 口腔内装置（イ 顎関節治療用装置）

03 口腔内装置（ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置）

04 口腔内装置（ハ 顎間固定用に歯科用ベースプレートをを用いた床）

05 口腔内装置（ニ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床）

06 口腔内装置（ホ 手術に当たり製作したサージカルガイドプレート）

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #04

■4. 口腔内装置関連追加（平成30年度診療報酬改定対応）

(つづき)

07 口腔内装置（ハ 腫瘍等による顎骨切除後、手術創（開放創）の保護等を目的として製作するオプチュレーター）

08 口腔内装置（ト 気管挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置）

09 口腔内装置（チ 不随意運動等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置）

10 口腔内装置（リ 放射線治療に用いる口腔内装置）

11 舌接触補助床（1 新たに製作した場合）

12 舌接触補助床（2 旧義歯を用いた場合）

13 術後即時顎補綴装置

14 顎外固定（1 簡単なもの：オトガイ帽）

15 顎外固定（2 困難なもの：レジン、ギプス包帯等又は顎帯）

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #05

■5. 傷病名部位関連追加

→傷病名部位レコード(HS)を新設（13項目）

※(2)以外は、電子レセプトの傷病名部位レコード(HS)と同内容

7. 各レコードフォーマット

9)傷病名部位レコード(HS)

レセ電の傷病名部位レコードを記録します。

:

(1)レコード識別情報〔HS-1〕

(2)診療年月〔HS-2〕

(3)診療開始日〔HS-3〕

(4)転帰区分〔HS-4〕

(5)歯式（傷病名）〔HS-5〕

(6)傷病名コード〔HS-6〕

(7)修飾語コード〔HS-7〕

(8)傷病名称〔HS-8〕

(9)併存傷病名数〔HS-9〕

(10)病態移行〔HS-10〕

(11)主傷病〔HS-11〕

(12)コメントコード〔HS-12〕

(13)補足コメント〔HS-13〕

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #06

■6. Interpol DVI (インターポールの災害犠牲者身元確認) 関連追加

→歯科健診等補足項目レコード(HK)に Interpol DVI Formの2節を追加

7. 各レコードフォーマット
- 10) 歯科健診等補足項目レコード(HK)
 - 10.18) XVIII. INTERPOL DVI Form (Ante Mortem) 補足項目 (E18)
: (23頁) ※内容の説明は省略
 - 10.19) XIX. INTERPOL DVI Form (Post Mortem) 補足項目 (E19)
: (22頁) ※内容の説明は省略

→他の節でそれに関連する表記やコードを追記

2. 注意事項等
 - ・参考資料:
 - INTERPOL DVI Forms (Ante Mortem, Post Mortem)
(インターポール災害犠牲者身元確認フォーム (生前、死後))
6. 歯科健診等補足項目レコード(HK)と他レコードとの関係
- 2) 歯科健診等の種別
 - XVIII. INTERPOL DVI Form (Ante Mortem)
 - XIX. INTERPOL DVI Form (Post Mortem)

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #07

■6. Interpol DVI (インターポールの災害犠牲者身元確認) 関連追加

(つづき)

7. 各レコードフォーマット
- 3) 入力種別(NS)
 - (2) 入力種別 [NS-2]
 - 20 INTERPOL DVI Form (Ante Mortem)
 - 21 INTERPOL DVI Form (Post Mortem)
- 4.2) II. 基本状態パート(TD)レコード
 - (3) 歯科健診記号 [TD-3]
 - ※ INTERPOL DVI Formsの歯科チャートでは、アマルガムは「黒色」、金は「赤色」、歯冠色材料は「緑色」、欠損歯は「x」で記載されています。
- 4.5) V. その他パート(TE)レコード
 - (7) 当該歯入力種別 [TE-7]
 - 20 INTERPOL DVI Form (Ante Mortem)
 - 21 INTERPOL DVI Form (Post Mortem)
- 10) 歯科健診等補足項目レコード(HK)
 - (2) 歯科健診等の種別 [HK-2]
 - 18 INTERPOL DVI Form (Ante Mortem) E18を利用
 - 19 INTERPOL DVI Form (Post Mortem) E19を利用

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #08

■7. インプラントの扱い明記

→各所に、インプラントの基本状態パート(TD)レコード及び現在歯の内容パート(TP)レコードへの記録方法を追記

2. 注意事項等
 - なお、インプラントの基本状態パート(TD)は欠損歯としていますが、アパットメントや上部構造については現在歯の内容パート(TP)に記録します。
5. 歯の診査情報レコードユニット
- 3) 歯の診査情報レコードユニットのパート関連イメージ
 - 「II. 基本状態パート (TD)」で欠損歯を記録した場合 (インプラントを除く) は、「IV. 欠損歯の内容パート (TM)」を記録します (「III. 現在歯の内容パート (TP)」は記録できません)。
 - インプラントの基本状態パート(TD)は欠損歯としていますが、アパットメントや上部構造については現在歯の内容パート(TP)に記録します。
 - (表中) IV. 欠損歯の内容パート (TM) (インプラントを除く)

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #09

■7. インプラントの扱い明記

(つづき)

7. 各レコードフォーマット
- 4.2) II. 基本状態パート(TD)レコード
 - (2) 歯科健診記号 [TD-2]
 - ※ インプラントの基本状態パート(TD)は欠損歯としていますが、アパットメントや上部構造については現在歯の内容パート(TP)に記録します。
 - (3) 歯科健診記号 [TD-3]
 - 05 (△) (欠損補綴歯、インプラント含む)
- ※ インプラントの基本状態パート(TD)は欠損歯としていますが、アパットメントや上部構造については現在歯の内容パート(TP)に記録します。
- 4.3) III. 現在の内容パート(TP)レコード
 - (23) 連結冠・ブリッジ支台歯 [TP-23]
 - 01 連結冠 (インプラント含む) *
 - 02 ブリッジ支台歯 (インプラント含む) *
 - 03 隙の支台歯 (インプラント含む) *

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #10

■8. 歯面関連説明追記

→歯面について、IとO、LaとBとV、PとLは、区別しない旨を明記

→歯の主な部位（歯根部）（TP-21）に「02根尖部」の1コードを追加

2. 注意事項等

・歯面の表記は、切端・咬合面IO（Incisal・Occlusal）、唇側面・頬側面B（Buccal）、口蓋側面・舌側面P L（Palatal・Lingual）、近心面M（Mesial）、遠心面D（Distal）を使用しています。唇側面でLabial は使用していません。唇側面・頬側面Bは、口腔前庭面V（Vestibular）と同義です。

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在の内容パート(TP)レコード

(13)歯面（切端・咬合面 I O*）〔 TP-13 〕

01 切端・咬合面 I O（切端I 又は咬合面O）*

(14)歯面（唇側面・頬側面 B*）〔 TP-14 〕

01 唇側面・頬側面 B*（唇側面 L a、頬側面 B 又は口腔前庭面 V）。

(15)歯面（口蓋側面・舌側面 P L*）〔 TP-15 〕

01 口蓋側面・舌側面 P L（口蓋側面 P 又は舌側面 L）*

(20)歯の主な部位（歯根部）〔 TP-20 〕

02 根尖部（歯の根尖部。根尖部歯槽骨は除く。）

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #11

■9. 歯の診査情報レコードユニット内の必須関係を明記

→部位パート(TB)レコード、基本状態パート(TD)レコード、標準プロファイル26項目パート(TF)のうち、1つでも記録する場合は他の2つも必須である旨を、各所に追記

2. 注意事項等

・I. 部位パート(TB)レコードを記録した場合は、II. 基本状態パート(TD)レコードおよびVI. 標準プロファイル26項目パート(TF)レコードを必ず記録します。

4. 口腔診査情報データの構成レコード

1)口腔診査情報データの構成レコード

省略可（必須）：

TB「歯の診査情報レコード（I. 部位パート）」とTD「歯の診査情報レコード（II. 基本状態パート）」とTF「歯の診査情報レコード（VI. 標準プロファイル26項目パート）」の3つのレコードは必須関係です。いずれかのレコードを記録する場合は、必ず他の2つのレコードも記録します。

5. 歯の診査情報レコードユニット

1)歯の診査情報レコードユニットの構成レコード

なお、「I. 部位パート(TB)」を記録した場合は、「II. 基本状態パート(TD)とVI. 標準プロファイル26項目パート(TF)を必ず記録します。」

7. 各レコードフォーマット

4)歯の診査情報レコードユニット

なお、「I. 部位パート(TB)レコードを記録した場合は、「II. 基本状態パート(TD)レコードおよびVI. 標準プロファイル26項目パート(TF)レコードを必ず記録します。」

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #12

■10. 現在歯の内容パートの歯の主な部位の必須関係を明記

→現在歯の内容パートに3項目ある「歯の主な部位」の歯冠部/歯頸部/歯根部の1つでも記録する場合は、他の2つも必ず（該当しないなら00を）記録する旨を、各所に追記

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在の内容パート(TP)レコード

(18)歯の主な部位（歯冠部）〔 TP-18 〕

情報の主な部位が歯冠部の場合（全部修復、部分修復、歯冠部の充填など）に記録します。連続する歯の主な部位を記録する場合は、「該当なし」も含めて(18)歯の主な部位（歯冠部）〔 TP-18 〕～(20)歯の主な部位（歯根部）〔 TP-20 〕すべて記録します。

(19)歯の主な部位（歯頸部）〔 TP-19 〕

情報の主な部位が歯頸部の場合（歯質くさび状欠損、歯頸部の充填など）に記録します。連続する歯の主な部位を記録する場合は、「該当なし」も含めて(18)歯の主な部位（歯冠部）〔 TP-18 〕～(20)歯の主な部位（歯根部）〔 TP-20 〕すべて記録します。

(20)歯の主な部位（歯根部）〔 TP-20 〕

情報の主な部位が歯根部の場合（根面う蝕、根面の充填など）に記録します。連続する歯の主な部位を記録する場合は、「該当なし」も含めて(18)歯の主な部位（歯冠部）〔 TP-18 〕～(20)歯の主な部位（歯根部）〔 TP-20 〕すべて記録します。

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #13

■11. 死後記録の表現を追加

→死後記録にのみ発生するコードであることを明記

2. 注意事項等

・備考欄が「死後記録」の項目は死後記録用の項目で、生前記録では使用しません。

7. 各レコードフォーマット

4.2)Ⅱ. 基本状態パート(TD)レコード

(2)歯の基本状態 〔 TD-2 〕

13 現在歯（死後脱落（歯槽窩あり））、又は（死後脱落の疑い（歯槽窩あり））*

備考：死後記録

69 欠損歯（歯槽窩なし、生前の欠損（歯槽窩なし）、又は生前の欠損の疑い

（歯槽窩なし）*

備考：死後記録

4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード

(7)歯の形態異常・形成異常 〔 TP-7 〕

10 ピンク歯

備考：（死後記録）

4.6)Ⅵ. 標準プロファイル26項目パート(TF)レコード

(23)死後脱落の疑い・M P M 〔 TF-23 〕

本項目は死後記録用で、生前記録では常に省略します。

00 該当なし

備考：死後記録

01 死後脱落の疑い・M P M

備考：死後記録

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #14

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

→脱落した状態を含む旨を追記

→部分修復の「単純窩洞」「複雑窩洞」に「単純・複雑の情報なし」の分類を追加

→非金属を「レジン系(様)」「セラミック系(様)」「材質不明又は記載なし」に細分、又は材質不明又は記載なしの非金属を含む旨を明記

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード

(9)未処置歯(う蝕等、治療中を含む)〔TP-9〕

現在歯が未処置歯(歯の基本状態〔TD-2〕:06又は07)あるいは現在歯(残根上義歯)残根(未処置歯)〔TD-2〕:08)の場合に、う蝕等未処置歯(歯内療法中など歯の修復処置が完了していない状態、又は修復物等が脱落したままの状態(いわゆる形成痕)含む)の内容を記録します。

22 窩洞形成歯(単純) (修復物等脱落した状態含む)*

23 窩洞形成歯(複雑) (修復物等脱落した状態含む)*

24 窩洞形成歯(単純・複雑の情報なし) (修復物等脱落した状態含む)*

25 窩洞形成歯(支台築造) (支台築造脱落した状態含む)*

26 歯冠形成歯(部分冠) (部分冠脱落した状態含む)*

27 歯冠形成歯(全部冠) (全部冠脱落した状態含む)*

28 支台築造(メタルコア・銀色)(Mコア)*

以下、コード値は+1

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #15

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

(つづき)

(11)処置歯(部分修復)〔TP-11〕

「単純窩洞・複雑窩洞の情報なし(単純・複雑の情報なし)」を記録する場合でも、歯面の情報があれば、(13)歯面(切端・咬合面I O*)〔TP-13〕～(17)歯面(遠心面D*)〔TP-17〕に記録します。

01 部分修復・単純窩洞(歯冠色充填)(CF、RF、GCF)*

02 部分修復・複雑窩洞(歯冠色充填)(CF、RF、GCF)*

03 部分修復(単純・複雑の情報なし)(歯冠色充填)(CF、RF、GCF)*

04 部分修復・単純窩洞(アマルガム充填)(AF)*

05 部分修復・複雑窩洞(アマルガム充填)(AF)*

06 部分修復(単純・複雑の情報なし)(アマルガム充填)(AF)*

07 部分修復(金箔充填・金色)*

08 部分修復・単純窩洞(金属インレー・銀色)(In)*

09 部分修復・単純窩洞(金属インレー・黒色)(In)*

10 部分修復・単純窩洞(金属インレー・金色)(In)*

11 部分修復・単純窩洞(非金属インレー・レジン系(様)・歯冠色)(In)*

12 部分修復・単純窩洞(非金属インレー・セラミック系(様)・歯冠色)(In)*

13 部分修復・単純窩洞(非金属インレー・材質不明又は記載なし・歯冠色)(In)*

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #16

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

(つづき)

14 部分修復・複雑窩洞(金属インレー・銀色)(In)*

15 部分修復・複雑窩洞(金属インレー・黒色)(In)*

16 部分修復・複雑窩洞(金属インレー・金色)(In)*

17 部分修復・複雑窩洞(非金属インレー・レジン系(様)・歯冠色)(In)*

18 部分修復・複雑窩洞(非金属インレー・セラミック系(様)・歯冠色)(In)*

19 部分修復・複雑窩洞(非金属インレー・材質不明又は記載なし・歯冠色)(In)*

20 部分修復(単純・複雑の情報なし)(金属インレー・銀色)(In)*

21 部分修復(単純・複雑の情報なし)(金属インレー・黒色)(In)*

22 部分修復(単純・複雑の情報なし)(金属インレー・金色)(In)*

23 部分修復(単純・複雑の情報なし)(非金属インレー・レジン系(様)・歯冠色)(In)*

24 部分修復(単純・複雑の情報なし)(非金属インレー・セラミック系(様)・歯冠色)(In)*

25 部分修復(単純・複雑の情報なし)(非金属インレー・材質不明又は記載なし・歯冠色)(In)*

26 部分修復(金属インレー・銀色)*

27 部分修復(金属インレー・黒色)*

28 部分修復(金属インレー・金色)*

29 部分修復(非金属インレー・レジン系(様)・歯冠色)*

30 部分修復(非金属インレー・セラミック系(様)・歯冠色)*

31 部分修復(非金属インレー・材質不明又は記載なし・歯冠色)*

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #17

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

(つづき)

32 部分修復(3/4金属冠・銀色)(3/4Cro)*

33 部分修復(3/4金属冠・黒色)(3/4Cro)*

34 部分修復(3/4金属冠・金色)(3/4Cro)*

35 部分修復(3/4非金属冠・レジン系(様)・歯冠色)(3/4Cro)*

36 部分修復(3/4非金属冠・セラミック系(様)・歯冠色)(3/4Cro)*

37 部分修復(3/4非金属冠・材質不明又は記載なし・歯冠色)(3/4Cro)*

38 部分修復(4/5金属冠・銀色)(4/5Cro)*

39 部分修復(4/5金属冠・黒色)(4/5Cro)*

40 部分修復(4/5金属冠・金色)(4/5Cro)*

41 部分修復(4/5非金属冠・レジン系(様)・歯冠色)(4/5Cro)*

42 部分修復(4/5非金属冠・セラミック系(様)・歯冠色)(4/5Cro)*

43 部分修復(4/5非金属冠・材質不明又は記載なし・歯冠色)(4/5Cro)*

44 部分修復(ラミネートベニア・レジン系(様)・歯冠色)*

45 部分修復(ラミネートベニア・セラミック系(様)・歯冠色)*

46 部分修復(ラミネートベニア・材質不明又は記載なし・歯冠色)*

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #18

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

(つづき)

- ~~27~~47 部分修復 (接着金属冠・銀色) *
- ~~28~~48 部分修復 (接着金属冠・黒色) *
- ~~29~~49 部分修復 (接着金属冠・金色) *
- ~~30~~50 部分修復 (接着非金属冠・レジン系(様)・歯冠色) *
- 51 部分修復 (接着非金属冠・セラミック系(様)・歯冠色) *
- 52 部分修復 (接着非金属冠・材質不明、又は材質記載なし・歯冠色) *

(21)処置歯 (全部修復) [TP-21]

- 04 全部修復 (全部非金属冠・レジン系(様)・歯冠色他) *
- 05 全部修復 (全部非金属冠・セラミック系(様)・歯冠色他) *
- 06 全部修復 (全部非金属冠・材質不明又は記載なし・歯冠色) (J C) *

※以下、コード値は+1

(22)処置歯 (その他修復) [TP-22]

- 04 根面板 (非金属・レジン系(様)・歯冠色他) *
 - 05 根面板 (非金属・セラミック系(様)・歯冠色他) *
 - 06 根面板 (非金属・材質不明又は記載なし・歯冠色他) *
 - ~~05~~07 コーヌス内冠 (金属冠・銀色)
- ※以下、コード値は+2

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #19

■12. 検診/死後記録のための項目再編/明記

(つづき)

- 4.4)IV. 欠損歯の内容パート(TM)レコード
- (2)ポンティック [TM-2]
- ※■13.のコード追加にて、旧コード値05~14は+4となって来ている
- ~~17~~17 ポンティック (非金属ポンティック・レジン系(様)・歯冠色) (P o n) *
- ~~14~~18 ポンティック (非金属ポンティック・セラミック系(様)・歯冠色) (P o n) *
- 19 ポンティック (非金属ポンティック・材質不明又は記載なし・歯冠色) (P o n) *
- ※以下、コード値は+5
- ~~27~~32 補綴隙 (非金属隙・レジン系(様)・歯冠色) *
- ~~28~~33 補綴隙 (非金属隙・セラミック系(様)・歯冠色) *
- 34 補綴隙 (非金属隙・材質不明又は記載なし・歯冠色) *
- (6)義歯人工歯 [TM-6]
- 01 レジン歯 (材質不明又は記載なしの非金属人工歯含む)
- (7)義歯補綴隙 [TM-7]
- 01 補綴隙 (レジン隙、材質不明又は記載なしの非金属隙含む)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #20

■13. ブリッジのリテーナーのポンティックの扱い変更

→ブリッジのリテーナーのポンティックを欠損扱いとして、現在歯の内容パートの「TeC」から、欠損歯の内容パートの「ポンティック」へ移動

7. 各レコードフォーマット

4.3)Ⅲ. 現在歯の内容パート(TP)レコード

(10)テンポラリークラウン [TP-10]

- ~~05~~ブリッジのリテーナー (5歯以下) ポンティック*
- ~~06~~05 ブリッジのリテーナー (6歯以上) ・クラウン (支台歯) *
- ~~07~~ブリッジのリテーナー (6歯以上) ポンティック*
- ~~08~~06 歯周治療用装置 (冠形態) *
- ~~09~~07 歯周治療用装置 (冠形態) ブリッジ・クラウン (支台歯) *
- ~~10~~歯周治療用装置 (冠形態) ブリッジ ポンティック*
- ~~11~~08 プロビジョナルクラウン *
- ~~12~~09 プロビジョナルブリッジ・クラウン (支台歯) *
- ~~13~~プロビジョナルブリッジ ポンティック*

(つづく)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #21

■13. ブリッジのリテーナーのポンティックの扱い変更

(つづき)

- 4.4)IV. 欠損歯の内容パート(TM)レコード
- (2)ポンティック [TM-2]
- 00 該当なし
- 01 ポンティック (ブリッジのリテーナー (5歯以下) *
- 02 ポンティック (ブリッジのリテーナー (6歯以上) *
- 03 ポンティック (歯周治療用装置 (冠形態) ブリッジ *
- 04 ポンティック (プロビジョナルブリッジ) *
- ~~01~~05 ポンティック (鑄造ポンティック・銀色) (P o n) *
- ※以下14まで、コード値は+4

■14. G・P病名を利用する場合の説明追加

→P又はG病名があるのみでも現在歯 (状態不明) として扱う旨を補記

7. 各レコードフォーマット

4.2)Ⅱ. 基本状態パート(TD)レコード

(2)歯の基本状態 [TD-2]

- 01 現在歯 (残存歯) [現在歯/] (状態不明) (レセプト表記略称名がG又はPの場合) *

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #22

■15. 身元確認を強調する表現を追加

- 概要
 - 災害時の身元確認に歯科情報が有用であることが明らかになっています。
 - 「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」として電子的に保存し、身元確認時の生前歯科情報として情報交換するための標準規約で、
 - また、生前歯科情報だけでなく、死後記録としての歯科情報の情報交換もできるよう、大規模災害時の歯科医師会行動計画（改訂版）のデンタルチャート（死後記録）項目と過去災害例からの代表的な表記、インターポールの災害犠牲者身元確認（D.V.I）フォームで使われる項目等も記載しています。
 - 本仕様による口腔状態スナップショット出力プログラム等が歯科レセプトコンピュータや歯科電子カルテに実装されることで歯科医院での身元確認が容易となるだけでなく、毎月の歯科受診者1,200万人以上※1の「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」、すなわち生前歯科情報が電子データで蓄積可能となり、また、学校等の歯科健診の健診データが本仕様によって「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」として電子化されることで毎年1,500万人以上※2の生前歯科情報の蓄積も可能となるので、大規模災害での身元確認に資することが期待されます。
 - ※1：出典：レセプト請求形態別の請求状況平成30年6月分電子レセプトによる請求・社会保険診療報酬支払基金
 - ※2：出典：平成30年度学校基本調査

03 平成30年度の標準化普及事業

03.02 口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップ #23

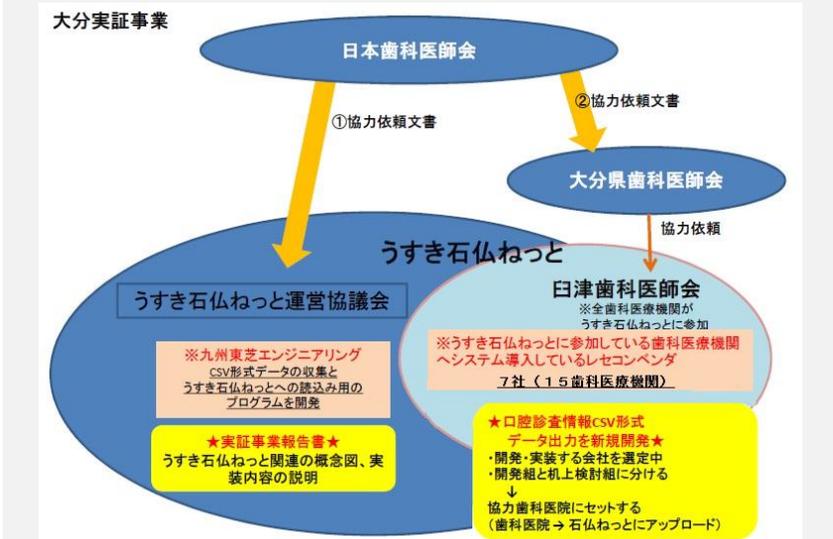
■16. 特記事項等の最大バイト数変更

- 各レコードの特記事項等の項目の最大バイト数を、電子レセプトに合せていたのを JAHISが策定中の「健康診断結果報告書規格Ver2.0」案に合せて次のように変更
- 40 → 128
 - 400 → 512
- ※対象項目が存在するレコード
- 4.5)V. その他パート(TE)レコード
 - 4.7)VII. 歯科人間ドック検査表パート(TH)レコード
 - 6)矯正関係レコード(KK)
 - 7)その他の疾病及び異常レコード(SI)
 - 8)所見・特記事項レコード(SK)
 - 9)傷病名部位レコード(HS)
 - 10)歯科健診等補足項目レコード(HK.E01~E15, HK.E18~E19)
 - 11)画像情報レコード(IM)

03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #01

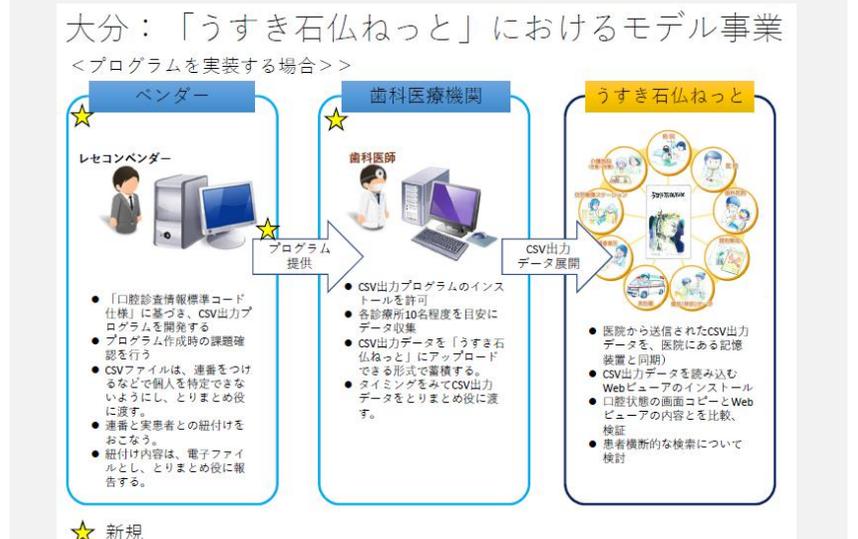
日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より



03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #02

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より



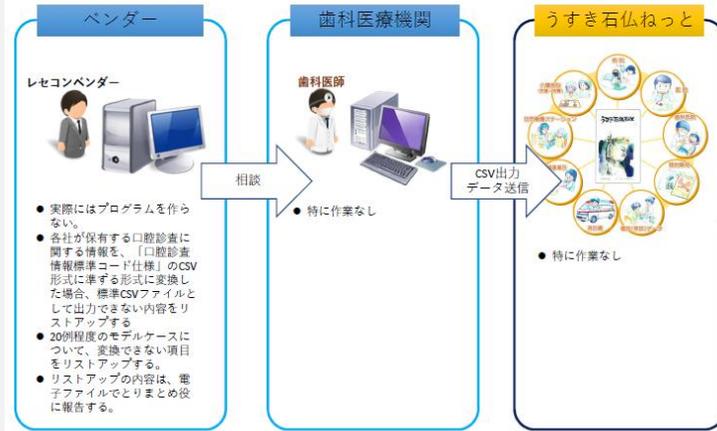
03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #03

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より

大分：「うすき石仏ねっと」におけるモデル事業

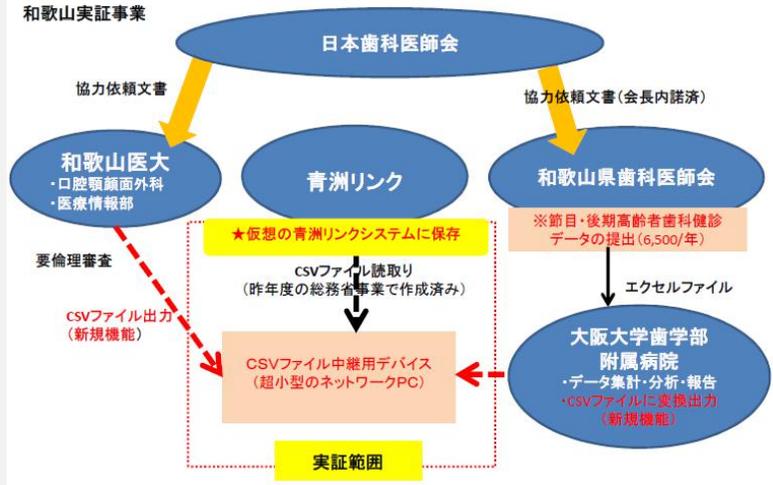
<机上検討の場合>>



03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #04

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より

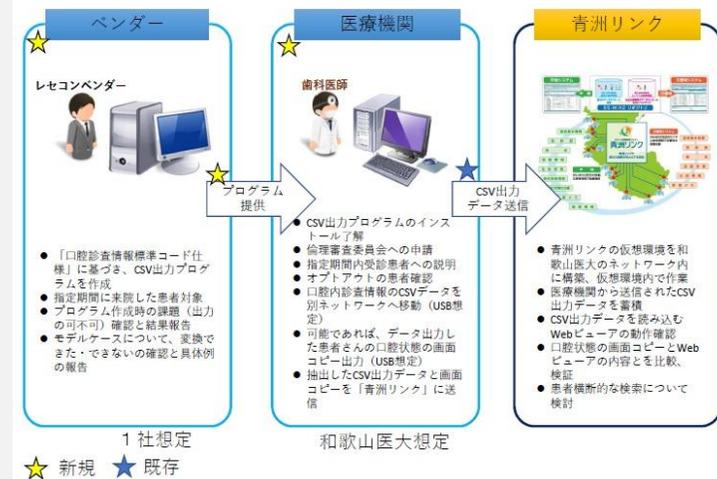


03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #05

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より

和歌山：医療機関対象のモデル事業

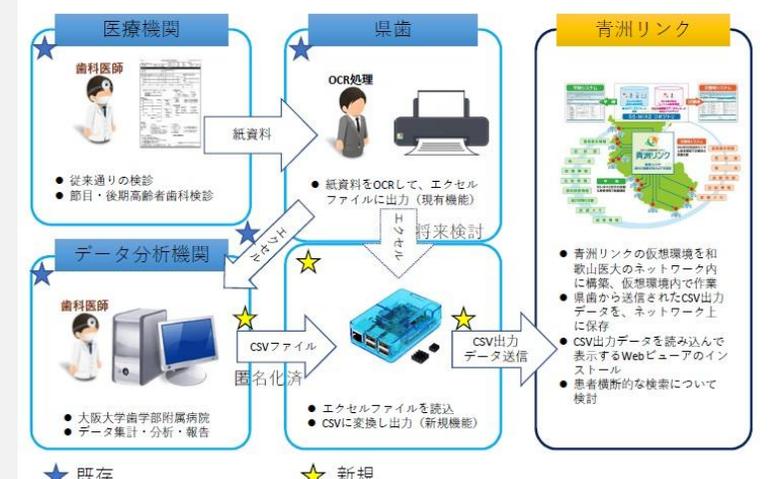


03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #06

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より

和歌山：節目・後期高齢者検診対象のモデル事業

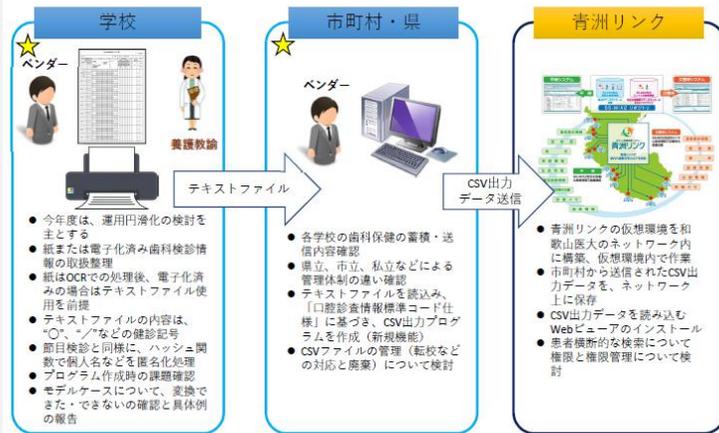


03 平成30年度の標準化普及事業

03.03 モデル地区展開 #07

日本歯科医師会WG玉川先生作成資料より

和歌山：学校健診対象のモデル事業



99 最後に

- ・今年度の標準化普及事業では、口腔診査情報標準コード仕様のブラッシュアップに加え、モデル事業においても昨年度にはなかった地域医療情報連携ネットワークへのアップロードや健診情報よりの出力など、幅を広げた計画が立てられています。
 - ・また、口腔診査情報標準コードよりのビジュアル化や身元検索ツールも検討され、大災害時のみならず平時にも活用できるしくみが具体化されつつあり、有効な機能となって行くと考えられます。
 - ・来年度以降もさらに拡大したモデル事業が展開されて、社会貢献につながる事業となると考えますので、今後共注視及びご協力いただくよう、よろしくお願いします。
- 以上

ご静聴ありがとうございました。